

厚生労働省告示第三百四十二号

厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百五十五号。以下「平成十六年改正政令」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十六条の二第二号の規定に基づき、同号の厚生労働大臣が定める月は、平成十六年改正政令附則第二条の規定により平成十六年における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年改正法」という。）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十一条第四項の規定による再計算を平成十六年改正法第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす場合においては、平成十七年四月とする。

平成十六年九月十七日

厚生労働大臣 坂口 力